

日本国憲法の基本原則

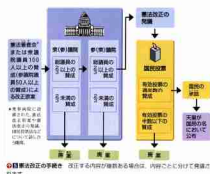
日本国憲法



基本原則で 最優先されるのは



憲法改正の手続き



自衛隊の文民統制



④ 自衛隊の観閲式(2013年) 自衛隊の最高指揮権は、自衛官ではなく、内閣総理大臣にあります(文民統制)。

教科書 東京書籍『新しい社会 公民』2016年版 p. 42

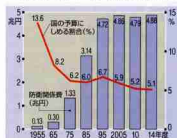
日米安全保障条約と米軍基地



⑤ 沖縄県周辺のアメリカ軍施設

教科書 東京書籍『新しい社会 公民』2016年版 p. 43

毎年 5兆円近くの防衛費を使う



日本の防衛関係費の推移 (防衛白書) 平成26年版

教科書 東京書籍『新しい社会 公民』2016年版 p. 43

憲法「前文」を読もう



前文 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

教科書 東京書籍『新しい社会 公民』2016年版 p. 40

「憲法第9条」を読もう



第9条 ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

日本国憲法に見る平和主義

教科書 東京書籍『新しい社会 公民』2016年版 p. 42

『あたらしい憲法のはなし』

